

# 公益財団法人東京都私学財団 育英資金貸付事業規程

[平成 23 年 4 月 1 日制定]

[平成 30 年 9 月 25 日一部改正]

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が定款第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育を受ける機会の拡充に寄与し、もって社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的とし、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者のうち、勉学意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を貸し付ける事業（以下「東京都育英資金貸付事業」という。）を行うため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に定める高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）をいう。
- (2) 高等専門学校 法第 1 条に定める高等専門学校をいう。
- (3) 専修学校 法第 124 条に基づき設置された専修学校の高等課程及び専門課程をいう。
- (4) 学校等 高等学校、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 校長 学校等の長をいう。
- (6) 奨学生 この規程による奨学金の貸付けを受ける者をいう。

## 第 2 章 申 込

(奨学金の借受け資格)

第 3 条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 貸付けを開始する月（貸付けの対象となる期間の最初の月をいう。以下同じ。）の初日に、都内に住所を有すること。
- (2) 貸付けを受ける者を所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第 34 号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として理事長が定めるものが、貸付けを開始する月の初日に、都内に住所を有すること。
- (3) 同種の資金を他から借受けていないこと。
- (4) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる学校に在学していること。ただし、高等専門学校及び専修学校の専門課程については、当該学校が都内に所在するものに限る。
- (5) 勉学意欲がありながら、経済的事由により修学が困難であること。
- (6) 次の表の左欄に掲げる者であって、同表右欄に掲げる学校に在学しているものでないこと。

専修学校の専門課程又は大学（短期大学を含む。）に在学し、東京都育英資金の貸付けを受けていたことがある者	専修学校の専門課程
高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学し、東京都育英資金の貸付けを受けていたことがある者	高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程

- (7) 大学院に在学したことがないこと。

- (8) 第17条第2項に定める返還期間(ただし書を除く。)の末日に満65歳を超えないこと。
- 2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する法定特別永住者
  - (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この条において「令」という。)別表第2に規定する永住者
  - (3) 令別表第2に規定する日本人の配偶者等
  - (4) 令別表第2に規定する永住者の配偶者等
  - (5) 令別表第2に規定する定住者
- 3 第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その規定を適用しないことができる。
- (1) 貸付けを開始する月の初日に、貸付けを受ける者で高等学校又は専修学校高等課程に在学するものが、やむを得ない事由により一時的に東京都の区域外に住所を有する場合。
  - (2) 貸付けを開始する月の初日に、貸付けを受ける者を所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第34号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として理事長が定めるものが、職務上のやむを得ない事由により一時的に東京都の区域外に住所を有する場合。

(奨学金の貸付額等)

第4条 奨学金の貸付額は、別表第1に掲げる額とする。

- 2 奨学金を貸し付けることができる期間は、貸付けを開始する月から奨学生が在学する学校等の修業年限の終わる月までとする。

(奨学金の申込及び推薦)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、この規程に基づく育英資金貸付事業要綱(以下「要綱」という。)で定める申込書を校長を経由して、理事長に提出するものとする。

- 2 校長は、前項の申込書を受領した場合で、この規程に定める借受け資格の要件に適合し、奨学生として適当と認めたときは、当該申込書に推薦所見を添えて提出するものとする。

(申込時の連帯保証人)

第6条 申込者は、次の要件を備えた連帯保証人を一名立てなければならない。

- (1) 申込者の父若しくは母又はこれらに準ずる者であること。
  - (2) この奨学金の貸付けに伴う債務を保証する能力があること。
- 2 前項の連帯保証人が日本国籍を有しない場合にあつては、第3条第2項各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する要件を備えていない者であっても、理事長が適当と認めたときは、その者を連帯保証人とすることができる。
- 4 理事長は、連帯保証人を適当でないとしたときは、その変更を求めることができる。

(奨学生の選考)

第7条 理事長は、申込者から第5条の規定により申込書の提出があつた場合は、第9条に規定する委員会の議を経て、奨学金貸付けの可否を決定し、申込者に通知する。

(選考基準)

第8条 前条の規定により、奨学生を決定する基準は、次に掲げるところにより毎年度別に定める。

- (1) 勉学意欲 勉学の意思があり、学業を確実に修了する見込みがあると校長が認める者で

あること。

(2) 家計状況 学資が十分得られない程度に困窮していること。

(選考委員会)

第9条 奨学生の選考の公正を期すため、財団に選考委員会を置く。

2 選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 第3章 貸付

(学業状況等の報告)

第10条 校長は、奨学金の受領資格（奨学金を借り受ける資格をいう。以下同じ）、奨学生の学業状況その他別に定める事項について、理事長に報告するものとする。

(届出事項)

第11条 奨学生又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより校長を経由して、速やかに理事長に届け出るものとする。

- (1) 奨学生又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 奨学生又は連帯保証人が死亡し、又は住所が不明になったとき。
- (3) 奨学生が、休学、復学、転校又は退学したとき。
- (4) 奨学生が、疾病による長期の入院、留学等で通学できなくなったとき。
- (5) 奨学生又は連帯保証人が、日本国籍を取得し、又は日本国籍から離脱したとき。

(奨学金の打切り)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを打ち切ることができる。

- (1) 第3条第1項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。
- (2) 東京都の区域外に転出したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 奨学金の貸付けを辞退したとき。
- (5) 不正な手続により奨学金の貸付けを受けたとき。
- (6) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。
- (7) 休学した奨学生が、2年以内に復学しない場合又は復学する見込みがないとき。
- (8) 留年が連続2回に及んだとき。
- (9) 第10条に規定する報告において、受領資格又は勉学意欲が確認されないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、奨学金を貸し付けることが適当でないとして理事長が認めるとき。

(奨学金の休止)

第13条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを休止することができる。

- (1) 奨学生が休学したとき。
- (2) 奨学生が留年したとき（ただし、校長が留年した奨学生について次年度の学業成果を認める場合を除く。）。
- (3) 奨学生が停学となったとき。
- (4) 奨学生が在学中に留学したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付けを休止することが適当であると理事長が認めたとき。

2 前項の規定により奨学金の貸付けを休止することができる期間は、その事実の発生した日の前日の属する月の翌月から、その事実の終了する日の属する月までの期間とする。ただし、

前項第2号に規定する期間は、進級すべき日の属する月から進級した日の属する月の前月までの期間とする。

3 第1項第2号ただし書により継続して貸し付けた期間は、修業年限に含むものとする。

#### 第4章 返 還

(借用証書)

第14条 奨学生は、貸付けを受けるべき奨学金の全額を受領したときは、借用証書に奨学金の返還計画を添えて、要綱で定める日までに校長を経由して理事長に提出するものとする。

2 校長は、前項の要綱で定める日までに、奨学生の奨学金の貸付総額を確認するとともに、奨学生から提出された借用証書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、奨学生が第1項の要綱で定める日までに借用証書を理事長に提出しないときは、奨学金の貸付総額を一括して返還することを請求することができる。

(借用証書提出時の連帯保証人)

第15条 借用証書には、連帯保証人二人が連署しなければならない。

2 前項に規定する連帯保証人のうち一人は、第6条に規定する連帯保証人とする。

3 第1項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人（以下「第一連帯保証人」という。）を除く他の一人は、次の要件を備えた者でなければならない。

(1) 第6条第1項第1号に該当する者でないこと。

(2) 職業を有し、独立の生計を営んでいること。

(3) 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）又は第一連帯保証人と生計を同一にする者でないこと。

(4) 奨学金の返還について保証する能力があること。

(5) 未成年者でないこと。

(6) 奨学金の貸付けを終了した日において満65歳を超えないこと。

(7) 日本国籍を有しない場合は、第3条第2項に該当する者であること。

4 前項第2号に規定する職業要件については、借用証書の提出時に限るものとする。

5 第6条第3項及び第4項の規定は第1項の連帯保証人について準用する。

(奨学金の利子)

第16条 奨学金は無利子とする。

(返還方法及び返還期間)

第17条 奨学金の借受者は、当該奨学金の貸付けの対象となる期間が満了する月の翌月から起算し6月を経過した後、次項及び第3項で定めるところにより、返還しなければならない。

ただし、借受者は、当該奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 奨学金の返還期間は、奨学金の貸付総額を、別表第2左欄の貸付総額の区分に対応する同表右欄の年賦基準額で除した期間（その期間に1年未満の端数があるとき、又はその期間が1年未満であるときは、その端数期間又はその1年とする。）とする。ただし、借受者が希望する場合は、これより短い期間を返還期間とすることができる。

3 奨学金は、年賦、半年賦により返還するものとし、返還すべき日（以下「払込期限」という。）は要綱で定める。

4 理事長は、奨学金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付総額の全部又は一部について繰上返還を求めることができる。

(1) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用していたとき。

(2) 不正な手続により奨学金の貸付けを受けていたとき。

(3) 第20条に規定する届出を怠ったとき。

(4) 第1項(ただし書を除く。)に規定する奨学金の返還を怠ったとき。

5 借受者が次条の規定による督促等を受けても、返還を遅滞した奨学金を返還しないとき又はその他必要があると理事長が認めるときは、通知・催告を要さず第1項から第3項までの期限の利益を喪失する。この場合において、理事長は、借受者及び連帯保証人(以下「借受者等」という。)に対し、直ちに貸付総額から返還済みの額を除いた額(以下「返還未済額」という。)の全部の返還を請求することができる。ただし、第21条各号又は第22条第1項各号に該当する場合はこの限りでない。

(督促)

第18条 借受者が、返還金を要綱で定める払込期限までに返還しないときは、返還を督促するものとする。

(違約金)

第19条 理事長は、借受者が奨学金の返還を遅滞した場合は、払込期限の翌日から払込日までの期間の日数に応じ、その遅滞した額に年5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として請求するものとする。ただし、奨学金の借受者が、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還を遅滞したと認められるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定める違約金額に千円未満の端数があるとき又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(届出事項)

第20条 借受者又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、速やかに理事長に届け出るものとする。

(1) 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。

(2) 借受者又は連帯保証人が死亡し、又は住所が不明になったとき。

(3) 借受者又は連帯保証人が日本国籍を取得し、又は日本国籍から離脱したとき。

(返還金の減免)

第21条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 精神又は身体の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき。

(3) 次条第1項第1号から第3号までに該当して引き続き5年以上返還を猶予した場合で、なお将来にわたって返還の見込みがないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか特に必要があると理事長が認めるとき。

(返還金の猶予)

第22条 理事長は、借受者が次の各号のいずれかの事由により奨学金の返還が困難と認められるときは、返還を猶予することができる。

(1) 災害(偶発事故を含む。)により損害を被ったため返還が困難と認められるとき。

(2) 長期の疾病、傷病により返還が困難と認められるとき。

(3) 経済上の事由により返還が困難と認められるとき。

(4) 学校に在学中又は進学準備中であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

2 返還を猶予する期間は、1年以内とする。ただし、理由となる事実が継続している場合には、重ねて猶予することができる。

(返還方法の変更)

第23条 理事長は、借受者の申し出により第17条の返還方法の変更を承認することができる。  
ただし、変更後の返還計画は、借受者が満66歳に達する日前に返還を終了するものでなければならない。

(返還金の減免・猶予の基準)

第24条 第21条及び第22条に定める返還金の減免及び返還の猶予については、別に定める基準によるものとする。

(返還の強制)

第25条 借受者等が第18条の規定による督促等を受けても奨学金を返還しない場合において理事長が必要と認めるときは、別に定めるところにより民事訴訟法(平成8年法律第109号)第7編督促手続及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第26条 借受者等が、理事長が指定した日(以下「指定期限」という。)までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その遅滞している返還未済額の全部の額につき違約金を請求するものとする。この場合において、第19条を準用する。

2 借受者等が、返還未済額の全部及び違約金等の返還の請求を受けてもその返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

(返還金等の充当順位)

第27条 借受者に、返還金のほかに違約金及び督促費用を請求する場合において、その者から支払われた額がその全額に満たないときは、督促費用、違約金、返還金の順に充当する。

(債権放棄)

第28条 理事長は、奨学金返還金の債権放棄を行うときは、別に定める基準に基づき行うものとする。

## 第5章 雑 則

(補助金)

第29条 財団は、東京都育英資金貸付事業の実施に当たり、東京都から補助金の交付を受ける場合は、東京都が定める補助金交付要綱に基づき、所定の手続を行うものとする。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て理事長が行う。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

(財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業規程の廃止)

2 公益財団法人東京都私学財団に移行した特例財団法人東京都私学財団及び同法人に移行した財団法人東京都私学財団が施行した育英資金貸付事業規程(平成17年4月1日制定)(以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に、旧規程に基づき奨学金の貸付けを受けている者又は奨学金の貸付けを受けた者で奨学金の返還を終了していない者については、なお従前の例による。
- 4 平成 23 年 3 月 31 日現在学校に在学する者で、新たに奨学金の貸付けを受けようとする者の貸付額については、旧規程を適用する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 条第 3 項第 2 号の規定は、同年 7 月 4 日から適用する。
- 3 この改正規程第 19 条第 1 項の規定は、同年 8 月 31 日から適用する。
- 4 この改正規程第 19 条第 1 項の規定は、この規定の適用日以後の期間に対応する違約金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する違約金の額の計算については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	奨学生の種類	貸付額 (月額)
高等学校	国、地方公共団体又は国立大学法人(国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。) が設置する高等学校の生徒	18,000 円
	私立の高等学校の生徒	35,000 円
	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する高等学校の生徒のうち交通遺児である者	35,000 円
	私立の高等学校の生徒のうち交通遺児である者	40,000 円
高等専門学校	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。) が設置する高等専門学校の生徒	18,000 円
	私立の高等専門学校の生徒	35,000 円
	国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校の生徒のうち交通遺児である者	35,000 円
	私立の高等専門学校の生徒のうち交通遺児である者	40,000 円
専修学校の高等課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒	18,000 円
	私立の専修学校の高等課程の生徒	35,000 円
	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程の生徒のうち交通遺児である者	35,000 円
	私立の専修学校の高等課程の生徒のうち交通遺児である者	40,000 円

専修学校の専門課程	国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程の生徒	45,000円
	私立の専修学校の専門課程の生徒	53,000円

備考

- 1 交通遺児とは、交通事故（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条に規定する陸上交通、海上交通及び航空交通における事故をいう。）により死亡し、又は後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1第一級及び第二級、別表第2第一級から第四級までに該当する後遺障害又はこれと同程度のものをいう。）を受けた父若しくは母又はこれらに準ずる者に扶養されていた者をいう。
- 2 高等学校及び専修学校の高等課程の生徒（交通遺児を除く。）のうち、やむを得ない理由により自宅外通学をする者については、貸付額を5,000円増額することができる。

別表第2（第17条関係）

貸付総額	年賦基準額
200,000円以下のもの	30,000円
200,000円を超え400,000円以下のもの	40,000円
400,000円を超え500,000円以下のもの	50,000円
500,000円を超え600,000円以下のもの	60,000円
600,000円を超え700,000円以下のもの	70,000円
700,000円を超え900,000円以下のもの	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下のもの	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下のもの	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下のもの	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下のもの	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下のもの	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下のもの	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下のもの	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下のもの	160,000円
2,500,000円を超え3,400,000円以下のもの	170,000円
3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

備考

国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する高等学校又は専修学校の高等課程に在学して奨学金の貸付けを受けた者の貸付総額は、私立の同種の学校に当該期間在学した場合に貸付けを受けることとなる奨学金の額により計算した貸付総額とする。